

○北海道アウトドア活動振興条例

平成13年10月19日条例第55号

改正

平成21年3月31日条例第15号

北海道アウトドア活動振興条例をここに公布する。

北海道アウトドア活動振興条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 アウトドア活動の振興に関する基本的施策（第7条—第14条）

附則

北海道は、山や森、川、湖沼、湿原など雄大で豊かな自然に恵まれ、美しい景観を有するなど、アウトドア活動に適した地域であり、自然とのふれあいを求める意識の高まりの中で、多くの人々が登山、カヌー、ホーストレッキングなどを体験している。

アウトドア活動は、自然を理解し、自然を愛し、自然を大切にする意識を醸成し、心に豊かさや潤いをもたらすとともに、地域への愛着や誇りを持った個性豊かな人材をはぐくみ、魅力あふれる地域づくりや北海道らしいライフスタイルの形成に寄与している。

アウトドア活動は、その様態によっては、自然環境や地域の住民生活、産業活動などへ悪影響を与える側面を有するとともに、常に危険が伴うことから、自然環境を適切に保全し、地域の住民生活などとの調和を図るとともに、安全に配慮することが求められている。

このような課題に配慮し、関連する産業の活発化を図り、アウトドア活動を振興することは、地域に根ざした個性あふれる人材に支えられ、豊かな自然とふれあえる社会づくりにつながるものと考え

る。
このような考え方に立って、アウトドア活動の振興に取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、アウトドア活動の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民等、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさと潤いを実感できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アウトドア活動 自然の中で、自然の恵みを受けながら、自然とふれあうために行われる野外活動をいう。
- (2) アウトドアガイド 反復的又は継続的に、アウトドア活動を行おうとする者を案内し、解説、技術指導等を行う者をいう。
- (3) アウトドア事業者 アウトドア活動を行おうとする者に対してアウトドアガイドによるサービスを提供することを業として行うものをいう。

（基本理念）

第3条 アウトドア活動の振興は、将来の世代が、アウトドア活動を通じ、豊かな自然の恵みを楽しむことができるよう、人と自然との共生を旨として、推進されなければならない。

2 アウトドア活動の振興は、地域に根ざした個性豊かな人材がアウトドア活動を通じて育成され、及び確保されることを旨として、推進されなければならない。

3 アウトドア活動の振興は、アウトドア活動が人々の生活に根ざした北海道らしいライフスタイルとして形成され、及びアウトドア活動の振興に資する産業活動の活発化が図られることを旨として、推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、アウトドア活動の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、アウトドア活動の振興に関する施策を推進するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

(道民等の役割)

第5条 道民は、基本理念に対する理解を深め、アウトドア活動を通じて自然環境を保全する心を育てること及びアウトドア活動が生活に根ざした、北海道らしいライフスタイルを形成することの意義を認識するよう努めるものとする。

2 アウトドア活動を行う者は、基本理念にのっとり、アウトドア活動を行う場合には、自ら安全に配慮し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮するよう努めるものとする。

(アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割)

第6条 アウトドアガイド及びアウトドア事業者は、基本理念にのっとり、アウトドア活動を行う者にサービスを提供する場合には、安全に配慮した質の高いサービスを提供し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮するよう努めるものとする。

2 アウトドアガイド及びアウトドア事業者は、アウトドア活動を行う者に対し、その安全の確保、自然環境の保全等のために必要な指導を行うよう努めるものとする。

第2章 アウトドア活動の振興に関する基本的施策

(振興推進計画)

第7条 知事は、アウトドア活動の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アウトドア活動の振興の推進に関する計画（以下「振興推進計画」という。）を定めなければならない。

2 振興推進計画は、アウトドア活動の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、振興推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、振興推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、振興推進計画の変更について準用する。

(道民の理解の促進)

第8条 道は、アウトドア活動に対する道民の理解の促進に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(アウトドアガイドの育成)

第9条 道は、優れたアウトドアガイドを育成するため、アウトドアガイドの知識及び技術を客観的に評価すること等により、その資質向上の意欲が高められ、かつ、その社会的評価の向上が促進されるような制度の構築その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(アウトドア事業者の育成)

第10条 道は、良質なアウトドア事業者を育成するため、アウトドア事業者が提供するサービスの内容を明らかにすること等により、その資質向上の意欲が高められるような制度の構築その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(アウトドア活動を行う者等に対する普及啓発等)

第11条 道は、アウトドア活動を行う者、アウトドアガイド及びアウトドア事業者が自然環境を保全し、及びその地域の住民生活、産業活動等に配慮してアウトドア活動等を行うよう、これらのものに対するマナー等の普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の整備)

第12条 道は、より多くの人々がアウトドア活動を安全に、かつ、楽しく行うことができる環境を整備するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 道は、道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者、行政機関等が互いに連携してアウトドア活動の振興に取り組むために必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 道は、アウトドア活動の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成21年3月31日条例第15号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)